

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～令和3年8月1日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」¹に基づいて「基本手当日額」²を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和3年8月1日以降の認定日にお返りする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

- 1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。
- 2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	13,690	13,520	6,845	6,760(-85)
30～44歳	15,210	15,020	7,605	7,510(-95)
45～59歳	16,740	16,530	8,370	8,265(-105)
60～64歳	15,970	15,770	7,186	7,096(-90)

【例】

29歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額(13,520円)が適用されますので、令和3年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,760円となります。

賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2,574	2,577	2,059	2,061(+2)

基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,061円になります。



厚生労働省
都道府県労働局・ハローワーク

基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w 円)	給付率	基本手当日額 (y 円)
離職時の年齢が 29 歳以下 (1)		
2,577 円以上 4,970 円未満	80%	2,061 円 ~ 3,975 円
4,970 円以上 12,240 円以下	80% ~ 50%	3,976 円 ~ 6,120 円 (2)
12,240 円超 13,520 円以下	50%	6,120 円 ~ 6,760 円
13,520 円(上限額)超		6,760 円(上限額)
離職時の年齢が 30 ~ 44 歳		
2,577 円以上 4,970 円未満	80%	2,061 円 ~ 3,975 円
4,970 円以上 12,240 円以下	80% ~ 50%	3,976 円 ~ 6,120 円 (2)
12,240 円超 15,020 円以下	50%	6,120 円 ~ 7,510 円
15,020 円(上限額)超		7,510 円(上限額)
離職時の年齢が 45 ~ 59 歳		
2,577 円以上 4,970 円未満	80%	2,061 円 ~ 3,975 円
4,970 円以上 12,240 円以下	80% ~ 50%	3,976 円 ~ 6,120 円 (2)
12,240 円超 16,530 円以下	50%	6,120 円 ~ 8,265 円
16,530 円(上限額)超		8,265 円(上限額)
離職時の年齢が 60 ~ 64 歳		
2,577 円以上 4,970 円未満	80%	2,061 円 ~ 3,975 円
4,970 円以上 11,000 円以下	80% ~ 45%	3,976 円 ~ 4,950 円 (3)
11,000 円超 15,770 円以下	45%	4,950 円 ~ 7,096 円
15,770 円(上限額)超		7,096 円(上限額)

- 1 離職時の年齢が 65 歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。
- 2 $y = 0.8w - 0.3\{(w - 4,970) / 7,270\}w$
- 3 $y = 0.8w - 0.35\{(w - 4,970) / 6,030\}w, y = 0.05w + 4,400$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額については、下表の通りになります。

再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前(円)	変更後(前年度増減)(円)
59 歳以下	6,195	6,120 (-75)
60 ~ 64 歳	5,013	4,950 (-63)

就業手当の 1 日当たり支給額(基本手当日額の 30%)の上限額

年齢	変更前(円)	変更後(前年度増減)(円)
59 歳以下	1,858	1,836 (-22)
60 ~ 64 歳	1,503	1,485 (-18)